令和5年11月26日版



令和6年4月策定

案

足立区感染症予防計画

感染症の流行による健康危機に備えて

~中間のまとめ~

令和5年11月 足立保健所感染症対策課

第一章 基本的な考え方

第1		予防計画	町の	概要	<u>.</u>																										
	1	予防語	十画	の概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2	足立図	区に	おけ	る	予	坊	計	画	0	位	置	づ	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	3	予防語					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
				. , , ,	.,																										
第2		基本方針	+																												
> • -	1	- X A A A A A A A A A A A A A A A A A A	•	感染	症	対	策	の	実	施			•	•	•			•	•	•		•	•				•	•	•	•	7
	2	健康角								~_	•		•	•	•			•	•	•		•	•				•	•	•	•	11
	3	関係行								体	制	\mathcal{O}	強	化				•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		11
	4	人権の			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	11
	5	病原体			12	答:	理	及	7 K	桧	杏	\mathcal{O}	糖	度	確	保															12
	6	感染症															供														12
	0			17,1 /	a)	/\P	ньи	• /	П.	<i></i>	ш) Ц		113	11/	1\C	ν·														
第3		関係機関	目の	役割	及	てド	区	E.	B	医	師	等	(T)	書	楘																
>10 -	1	区及で						•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•				•	•	•	•	13
	2	東京者		//		•	•	•		•	•		•	•	•			•	•	•		•	•				•	•	•		14
	3	区民			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•		•	•				•	•	•		15
	4	医師等			ç	•	•	•		•	•		•	•	•			•	•	•		•	•				•	•	•		16
	5	獣医師					•	•		•	•		•	•	•			•	•	•		•	•				•	•	•		16
	6	医療					割[•	•		•	•	•			•	•	•		•	•				•	•	•		16
	-		G P I			,	_ ,																								
·			- ^ 1						_							_	_					,				. ,	_	=			
第二		草恩	梁	症(りき	発	生	Ė	5	纺	及	17	K	ま	K	列	Ŀ	纺	П	<u> </u>	D :	た	Ø.)(り	JΈ	舅	į			
																												_			
第1		感染症(フマダ	小 字	.r±	┰,	てだ	+	,	丕	叶士	ıL	σ	+-	ょ	\mathcal{D}		竺													
知 I	1	恐来症。 発生				汉.	•	<i>ـ</i> ـ	\mathcal{N}_{\bullet}	<u></u>	D)	ш.	•	/_	ری	ر •	X 归,	ж •													18
	2	光生・まんな				·																									24
	3	まん! 感染!					蚁	H-	^	Т	5 +	华	•			•	•	_						•							28
		災害師			- , -	<u>,</u>	光:	土.	•	ر -	<i>X</i> :J	來		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		28
	4	· · · ·	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
	5	外国	(,,	ひノ刈り	心		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
第2		保健所体	七生山	の敷	///																										
<i> 五</i>		不使別不 計画的						_		_			_		_			_				_	_			_	_			_	29
	1 2						` /	ì.	· ·	• +¤	٠ خ	• ∤₽	畑	価																	
		総合的デジタ																													
	3					• • • •	円1 -	ル:	進	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29 30
	4	調査研究	–				• !^-	• *	• +%\% •																						
	5	感染症																													30 31
	6	感染症	ĒΙĆ	関す	0	人	[7]	育.	戊		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31

第3	1 2 3	医療提供 医療体 医療体 感染	の提 幾関	供 ごと	・ : の?	· · 役害		・ ・ め	・ ・ の	· · 体	· · 制	· • 確	・ ・ 保							•	•	•							• ;	32 32 34
第4	1 2 3	国・都 国との 都及の 関係	の連 び近	携協 隣自	3力 1治(・ 体と	・ : の	• 連	•	•	•	ك •	の ・ ・	連 · ·	携•••	協 ・ ・	力 · ·	の ・ ・	推 · ·	進 • •	•	•							• ;	35 35 36
第 5	牧 1 2 3 4 5 6	特に総合 一結腸蚊Hよ 取り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	惑・血感V	症等・性染症	・腸に	・・ 煮お	・ ・ こ ・	・ び ・	・ ・ ノ ・	· · · □ ·	•	•	•	•	•	· · · 感 · · ·	· · · 柒 · · ·	· · · 性 · · ·	· · 胃 · · ·		・・炎・・・								• ;	37 37 38 39 40
第 章	三 章	基本的	-	えた	ī							寸几	心																	
	1 2	本章(医療										方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		42 42
第2	新 1 2 3 4 5	を生報の 対人積都 が人種が を を を は が した が した が した が した が した が した が した が	の収制体制度	集のの学	提備工作	共 ・ 等 ・		•		•	•										•								• 4	44 44 45 47
第3	邦 1 2	病原体 ⁴ 衛生記 民間	試験	所の	検:	查体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	上 •				•									48 48
第4	1 2 3	医療提信 入院 外来 患者	医療 医療	• (発	· 熱	· · 外来		· 確	・ ・ 保	•	•										•								• 4	49 49 51

第5		都における宿泊療養施設の確保及び区による入所支援
	1	宿泊療養施設の確保・・・・・・・・・・・・・・・52
	2	宿泊療養に係る周知広報及び入所調整・・・・・・・・・・52
第6		自宅療養者等の療養環境の整備
	1	健康観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	2	療養環境の整備・生活支援 ・・・・・・・・・・・・55
	3	医療支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第 7		集団感染対策
	1	施設における集団感染対策・・・・・・・・・・・・5!
	2	重症化リスクの高い集団への対応・・・・・・・・・・5!
第8		臨時の予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
第9		健康危機対処計画
	1	健康危機対処計画の策定について ・・・・・・・・・・57
	2	健康危機対処計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・57
	3	足立保健所健康危機対処計画の概要・・・・・・・・・・57
	4	衛生試験所健康危機対処計画の概要・・・・・・・・・・57

第四章 資料編

調整中

第一章

基本的な考え方

第一章 基本的な考え方

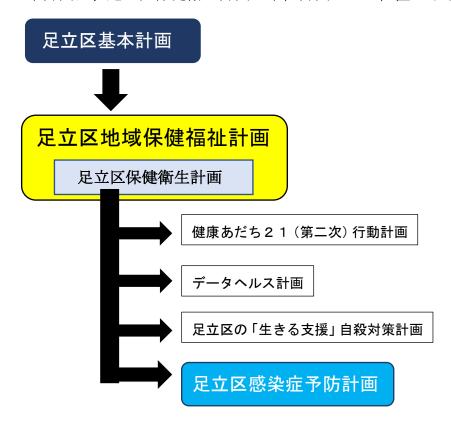
第1 予防計画の概要

1 予防計画の概要

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命 及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症 法」という)が改正され、新たに特別区及び保健所を設置する基礎自治体においても、予防計画の策定が義務付けられることとなった。足立区においても、感染症の流行による健康危機を想定し、本計画を策定する。

2 足立区における予防計画の位置づけ

本計画は、足立区保健衛生計画の下位計画として位置づける。



3 予防計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする。

第2 基本方針

1 総合的な感染症対策の実施

(1) 事前対応型取組の構築

足立区は、国際都市・東京の東北部に位置し、約70万人の区民が暮らす大規模な自治体であることに加え、JR線、東武線等5路線が乗り入れ全国屈指の乗降客数を誇る北千住駅を有し、さらには大学、商業施設等の人が集まる施設が集積しており人の往来が活発であることから、感染症が発生した際の拡大リスクが高いと考えられる。

区は、そうしたリスクに的確に対処していくため、区民一人ひとりの知識や意識を高めるための普及啓発、予防対策の徹底のほか、サーベイランス体制の強化、防疫体制の強化、医師会との新興再興感染症委員会での情報共有、必要な資器材の備蓄など、感染症の発生や拡大に備えた事前対応型の取組を引き続き推進していく。

また、感染症が発生した場合においては、感染症患者の早期発見、感染源の調査、関係機関との継続的な連携の強化のほか、迅速かつ的確な検査、防疫活動により、感染の拡大及びまん延を防止するとともに、医療機関等と連携して患者に適切な医療を提供する体制を確保する。

さらに、区は、東京都が設置する、特別区及び保健所設置市(以下「特別区等」という。)、感染症指定医療機関、医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会に参加し、都および区の感染症予防計画に基づく取組等について協議を行い、改善を図りながら、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を進める。

区は、その役割に基づき総合的に対策を実施し、区民を感染症の脅威から守っていく。

更新予定

【近年における国内外での感染症の主な発生・流行状況】

(新型インフルエンザ)

平成21年	新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで発生、世界的な流行
(2009年)	利型インフルエンリ (A/ HINI) がクインコ (先生、世外的な流1)

(一類感染症等)

平成24年(2012年)	中東呼吸器症候群(MERS)(二類感染症)が中東で発生
平成25年(2013年)	鳥インフルエンザ(H7N9)(二類感染症)が中国で発生
平成26年(2014年)	エボラ出血熱 (一類感染症) が西アフリカ3か国 (ギニア共和国、リベリア共和国、 シエラレオネ共和国) を中心に流行

(蚊媒介感染症)

平成26年(2014年)	約70年ぶりとなるデング熱の国内感染患者が発生
平成27年 (2015年)	中南米等でジカウイルス感染症が流行

(麻しん・風しん)

平成19年(2007年)	国内の大学・高校を中心に麻しんが流行
平成24~25年	
(2012~	成人を中心に風しんが全国的に流行
2013年)	

(2) 都による総合調整・指示

令和2年より流行が始まった新型コロナウイルス感染症への対応において、区は、急速に拡大する感染症に機動的かつ的確に対応するため、健康相談、患者の重篤度に応じた入院調整、患者移送、在宅療養における健康観察などの仕組みを整えた。東京都は入院病床の確保や高齢者等医療支援型施設の設置に加え、妊婦や透析患者など入院病床確保が困難な場合や広域的な入院調整及び土日夜間の健康相談など区の役割を補完し広域的な視点から総合調整を行うことにより、区と都は地域の実情を踏まえた保健・医療提供体制を構築してきた。

区は、これらの取組等で培った知見、経験を踏まえて、感染症の発生及びまん 延の防止に努めていく。広域的対応が必要な場合には、東京都感染症対策連携協 議会等を活用して、都と特別区等が統一的かつ機動的に対策を講じることとし、 都は入院調整や保健所体制の支援など、感染症対策全般について、広域的な視点 からの総合調整を行う。

都は感染症の発生及びまん延時において、緊急性を有する入院勧告又は措置が必要な場合に限り、区に対して指示を行う。区は必要な場合には都に対して総合調整を要請し、都はその要請を踏まえて総合調整を行う。

(3) 東京都感染症対策連携協議会

東京都感染症対策連携協議会は、感染症法に基づく感染症予防計画の策定等を通じて、都、特別区等、その他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的に設置される。

そのため、区は、東京都感染症対策連携協議会に参加し、感染症の予防、保健 所の体制、検査・医療提供体制の確保、入院調整の方法、人材の確保・育成等の 取組方針、情報共有のあり方などについて平時から協議を行う。

また、都と区の予防計画に定めた取組内容等について、毎年、その実施状況を相互に把握し、必要に応じて見直しを行うことで、大都市行政としての一体性を確保しながら対策を講じることとなっている。

区は、都、特別区等、感染症指定医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、 看護協会及び栄養士会等の医療関係団体、消防機関、高齢者施設等の関係団体、 介護・障害福祉サービス事業所の関係団体、保健所、地方衛生研究所、検疫所、 教育機関、一般市町村等で構成される東京都感染症対策連携協議会へ参加し東京 の感染症対策の一翼を担う。

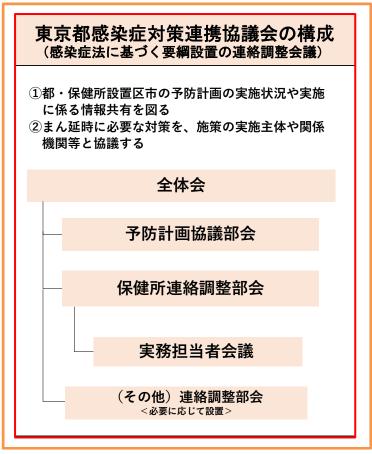
なお、東京都感染症対策連携協議会には以下の部会が設置され、必要に応じて その他の部会も設置される。

ア 予防計画協議部会

都、特別区等、感染症指定医療機関、医師会等の医療関係団体等で構成し、 予防計画の策定等に当たって協議等を行う。

イ 保健所連絡調整部会

都、特別区等、保健所設置市で構成し、都内の自治体の感染症対策に関する 統一的な対応を可能とする体制について協議等を行う。



主な構成メンバー

東京都、特別区等、市町村、 検疫所、消防機関 感染症指定医療機関 医療関係団体、教育機関 高齢者施設等 その他関係団体

(東京都資料より)



2 健康危機管理体制の強化

原因不明で感染症が疑われる症例や、緊急対応の必要性の高い感染症が発生した場合などに、感染拡大防止、医療提供、情報共有、広報等の対応を迅速かつ的確に講じることができるよう、区は、平時から緊密な連絡体制を構築し、マニュアル整備や初動態勢の確保などにより、健康危機管理体制を強化する。

あわせて、区は、関係部局・関係機関との連携体制、情報の公表方法、医療提供 体制、防疫措置等の対応策を事前に決定し、発生に備える。

また、発生時に迅速かつ的確に対応できる検査、防疫体制を確立するため、衛生 試験所や保健所における感染症の調査、検査及び情報の収集、分析などの体制を確 保する。

新たな感染症の流行等、区を挙げての対応が必要な場合は、危機管理の観点から 対策本部を設置し、庁内各部署の総合調整、情報共有を図る。

3 関係行政機関等との連携体制の強化

都内におけるデング熱、エムポックス等の動物由来感染症等の発生、インフルエンザ、ノロウイルス感染症などの流行が繰り返し発生していること等を踏まえ、感染症部門は、感染症危機管理の観点から、食品、環境、動物衛生部門等と引き続き緊密に連携するとともに、国、都、近隣自治体、医師会等の関係機関との連携を強化する。

あわせて、広域的な感染拡大のおそれがある場合などには、平時から準備した対策を講じるとともに、都や国に対して広域行政の観点からの関与を求めていく。

4 人権の尊重

区は、感染症法に基づき、感染症患者からの検体の採取、健康診断や感染症指定 医療機関への入院勧告・措置などの対応や、感染した可能性がある者の健康状態に ついての報告を要請する場合などに当たっては、患者等の人権に配慮し、必要な最 小限の対応とし、医療機関と連携しながら、患者や、その家族等関係者に対し実施 の目的や必要性について十分に事前の説明を行う。

また、感染症が流行するおそれがあるなど、発生状況や対策の情報を広く一般に周知する必要があるときには、個人情報保護の観点を十分に踏まえつつ、患者及び第三者の権利利益を不当に侵害したり、差別や偏見を生じさせたりすることのないよう慎重に注意を払いながら、科学的知見に基づき、まん延防止に必要な内容を公表する。

5 病原体の適切な管理及び検査の精度確保

近年の病原体の解析技術等の飛躍的な進歩に伴い、診断の確定、病原体の性状や 薬剤耐性の把握などのため、感染症の患者等から検体を確保し、検査を行うことの 重要性が増している。

また、新型コロナウイルス感染症への対応においても、病原体検査の結果は感染症対策の根拠となり、重要な役割を果たしてきた。このため、区は、保健所が行う積極的疫学調査により確保した検体や衛生試験所における病原体の適切な管理、及び検査の精度管理により、病原体検査の信頼性を確保する。

6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

区は、区民に対して、医師会、関係団体等と連携しながら、感染症についての正 しい知識の普及に努め、一人ひとりが感染症の予防と流行への備えを行うよう促す とともに、患者やその関係者等への差別や偏見をなくすための啓発を行う。



令和5年10月 足立区役所アトリウムにおいてパネル展示を実施

第3 関係機関の役割及び区民や医師等の責務

1 区及び保健所の役割

(1)区の役割

区は、都予防計画を踏まえ、区の予防計画を策定し、これに基づいて主体的に 感染症への対応を行う。

区は、区内の感染症の発生状況について医師会との新興再興感染症委員会での情報共有を中心に、医療関係団体や医療機関との情報共有を図るとともに、感染症の流行に備えた保健衛生体制を整備する。

また、平時からあだち広報、ホームページ、SNS等を活用し、区民に感染症に関する正しい知識の情報提供、普及啓発を行う。

さらに、予防接種法に基づく定期予防接種を実施するとともに、必要に応じて、 消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除を指示または実施する。

一類感染症、新興感染症、広域対応が必要なクラスターなど、通常の対応では まん延防止を図ることが困難な事態が発生した際などには、区及び都は、東京都 感染症対策連携協議会等を通じ統一的な方針の下で、相互に連携して対応する。

(2)保健所の役割

保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症情報の収集・ 分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連 絡調整等、感染症発生予防のための事前対応型の取組を推進する。

感染症の発生時には、疫学調査による原因究明や防疫措置の実施等により感染拡大防止を図るとともに、医師会や医療機関等と密接に情報共有し、必要に応じて医療機関等に対する技術的な助言や、関係機関との調整を行う。

また、状況に応じた区民への情報提供、保健指導を行い、区民からの相談に幅広く応じるなど、地域における感染症危機管理の拠点として総合的に対応する。

(3) 衛生試験所の役割

衛生試験所は、感染症対策の技術的・専門的な実施機関として、平時から検査能力の維持向上を図り、感染症の原因や発生状況を明らかにする役割を担う。また、地域保健法等に基づき策定する健康危機対処計画に基づき、緊急時には、病原体の確保、検査法の構築、病原体の性状確認、相当数の継続検査を実施するとともに、検査が可能な機器の整備に加え、平時からの検査試薬等の備蓄や訓練を行う。

病原体情報等については、個人情報の取扱いに十分な配慮を行いながら、必要に応じ国の専門機関や東京都健康安全研究センター、東京iCDC等と迅速に共有する。また、東京都健康安全研究センターや東京iCDC等と連携協力しながら、国内外の感染症に関する情報を迅速に収集、分析し、区民や医療機関等の関係機関に発信する。

2 東京都の役割

(1) 都の役割(東京都感染症予防計画より)

都は、平時から、都民への感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、発生時に備えた医療提供体制や平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保・育成、他の地方公共団体への人材派遣、国及び他の地方公共団体からの人材の受入れ等に関する体制を整備するとともに、区市町村、医療機関等に対して情報提供や技術的な助言を行う。また、地域における感染症対策の中核的機関である保健所、都における感染症の専門的な調査研究・試験検査等の業務を行う東京都健康安全研究センターについて、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行う。

さらに、感染症発生時には、広域自治体として、国、関係機関、区市町村間の調整を行うとともに、新興感染症の発生・まん延時等には、情報集約、業務の一元化等の対応により、特別区等を支援するほか、有事の体制に迅速に移行し対策が実行できるよう、保健所、検査、医療提供及び宿泊療養等の体制構築を図る。

加えて、平時から感染症発生及びまん延時において、必要がある場合は、感染症対策全般について、関係機関に対して広域的な視点から総合調整を行う。

(2) 東京都健康安全研究センターの役割

東京都健康安全研究センターは、都における感染症対策の技術的・専門的な実施機関として、平時から検査能力の維持向上を図り、感染症の原因や発生状況を明らかにするとともに、病原体の動向を把握するための検査等を実施する。また、地域保健法等に基づき策定する健康危機対処計画に基づき、緊急時には、病原体の確保、検査法の構築、病原体の性状確認、相当数の継続検査を実施するとともに、検査が可能な機器の整備に加え、平時から検査試薬等の備蓄や訓練を行う。

ゲノムサーベイランスを含む病原体情報等については、個人情報の取扱いに十分な配慮を行いながら、必要に応じ国の専門機関や東京iCDC等と迅速に共有する。

また、基幹地方感染症情報センターとして、東京iCDCと協力しながら国内外の感染症に関する情報を迅速に収集、分析し、都民や医療機関等の関係機関に発信するとともに、保健所等への専門的・技術的な支援や人材育成を図るなど、集積した知見を生かし、都の感染症対策の向上を図る。

(3) 東京都動物愛護相談センターの役割

東京都動物愛護相談センターは、動物の感染症情報の収集・分析や普及啓発を 行い、動物由来感染症の発生時には保健所と連携し、動物の流通経路調査や、感 染動物の隔離、飼い主への飼育衛生指導等を行う。

3 区民の責務

区民は、平時から区をはじめとする関係機関から提供された情報等の理解に努め、 感染症への関心を持ち、その予防のために必要な注意を払い行動するように努める。 また、感染症発生時には、感染拡大の防止に協力するとともに、感染症患者等に 対し偏見を抱いたり差別したりすることのないよう、感染症についての正しい理解 のもとに行動するよう努める。

4 医師等の責務

医師等医療従事者は、区や都など関係機関が実施する感染症対策に協力し、良質かつ適切な医療を提供する。また、感染症患者に適切な説明を行い、治療や感染拡大防止に必要な対応への理解を得るよう努める。

医師は、感染症法に定める感染症を診断した時は、速やかに同法に基づく届出を 行う。

病院・診療所、社会福祉施設等の開設者及び管理者は、施設における感染症の発生予防や拡大防止のために必要な措置を講じる。

5 獣医師等の責務

獣医師等の獣医療関係者は、良質かつ適切な獣医療を提供するとともに、動物の管理方法や感染症の知識、動物への接触方法等について飼い主に説明を行う。獣医師は、結核等の感染症法に定める感染症や狂犬病が動物に発生した場合には、迅速に保健所へ届出を行う。

なお、動物取扱業者の許認可及び指導権限を有する東京都では、動物取扱業者の 責務について、「動物取扱業者は、取り扱う動物から人への感染を防ぐため、感染 症予防の知識や技術を習得し、動物を適切に管理する。また、動物の仕入先、販売 先の把握に努めるとともに、動物の健康状態を日常的に確認し、動物に健康異状が 認められた場合には、速やかに獣医師に受診させるなど適切に対応する。」と定め ている。

6 医療関係団体の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体は、病原体の情報収集や感染症の集団発生又は原因不明の感染症が発生した場合の適切な対応のため、平時から区の主催する会議等の場を活用し、区と情報共有を図るとともに、連携の推進に努める。

第二章

感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

第1 感染症の発生予防及びまん延防止のための対策

1 発生予防対策

(1) 感染症発生動向調査

ア 情報の収集・分析及び情報提供

区は、医師からの発生届や、都が指定した定点医療機関からの報告、及び東京都健康安全研究センター等より提供される感染症発生状況等の情報を収集・分析し、感染力やり患した場合の重篤度などの疾患の特徴、感染経路、基本的な予防対策、治療法等の情報を広く周知する。

また、流行状況に応じ、区民に対し感染拡大防止のための呼びかけや、医師会との会議等の場を活用し、医療機関等へも情報提供を行う。

イ 感染症の届出の周知徹底

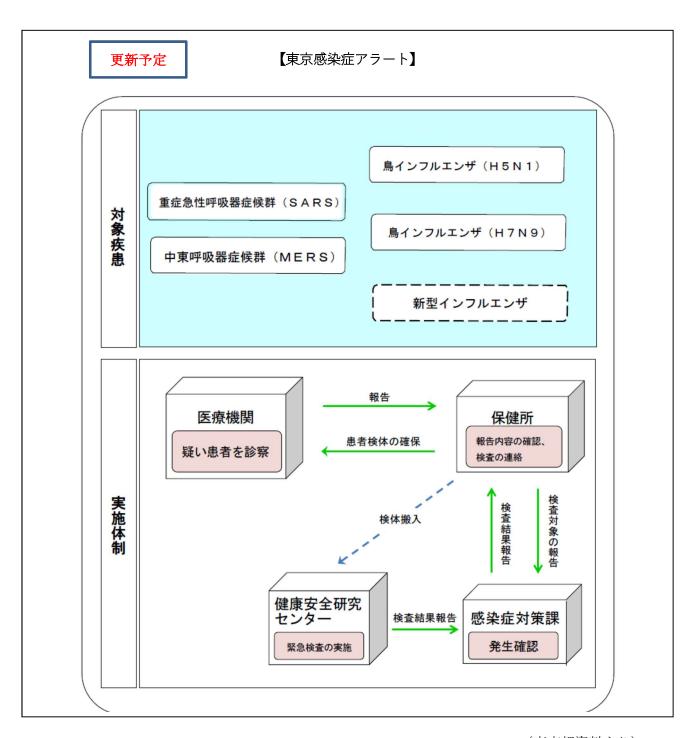
感染拡大防止のため、区は、医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の重要性を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう徹底する。

エボラ出血熱、ペスト、重症急性呼吸器症候群(SARS)、結核などの感染症が、サル等の届出対象となる動物に発生した場合に、獣医師が確実に保健所に届け出るよう、区は、獣医師会等を通じて周知徹底を図る。

ウ 感染症早期発見システムを活用した取組の推進

都では、東京感染症アラート(※)を実施しており、区においても、その仕組みを活用して患者発生の早期把握を図る。

※ 鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)の感染地域からの帰国者などで当該症例が疑われる患者を医療機関が確認した場合に、保健所へ届け出て疫学調査及び病原体検査を速やかに実施する仕組み



(東京都資料より)

(2)発生時の公表

都内における感染拡大を防止するため発生状況等の公表が必要な場合は、都の 感染症対策部門が一元的に公表を行う(ただし、一類感染症、新感染症等以外の 感染症であって、当該感染症が発生した地域等における感染拡大防止のため、所 管する特別区等がそれぞれの判断で公表を行う場合を除く)。公表に際しては、 その感染症にり患した場合の重篤性等を勘案し、新興感染症及び一類感染症につい いては、患者又は疑似症患者が1人でも発生した場合に、その他の感染症につい ては、集団発生等の特異な状況が発生した場合に、公表することを原則としてい る。

また、報道機関に対しては、誤った情報などが報道されることのないよう、都 及び特別区等は、平時から報道機関との信頼関係の構築に努めるとともに、患者・ 家族等の人権に十分配慮するように要請する。

新興感染症の拡大時などにおいて、区民が誤った情報に惑わされることなく、 その時々の状況に応じて感染予防に向けた適切な行動を取れるようにするため、 区は、伝えたい情報や感染拡大時における望ましい行動等の正しい情報を行政、 専門家、企業、区民などと共有し、相互に意思疎通を図っていく。

(3)相談対応

区は、区民からの感染症に係る相談に幅広く応じるとともに、相談内容が感染症対策部門以外の部署や関係機関の所掌に関する場合には、その機関等についての情報提供も併せて行う。

さらに、感染症の大規模な流行、稀な感染症の流行、新感染症の流行等が発生 した場合には、国や都の対応を注視し適切な連携を図るとともに、状況に応じて 相談体制の拡充を図り、十分な対応ができるよう努める。

(4)動物衛生・食品衛生・環境衛生部門との連携強化

ア 動物由来感染症 (家畜、野生動物、ペット動物の各衛生担当部門)

保健所は、動物由来感染症の発生及びまん延の防止を図るため、都との連携 強化を図り、都から収集した情報を区民に的確かつ迅速に提供する。

また、感染症の病原体を保有する動物を発見した場合には、速やかに都に対して情報提供を行い、解決に向けて都と連携して対応していく。

さらに、保健所は、動物の取扱いと感染症に関する正しい知識について、広報紙やホームページ、SNS 等を活用して、平時から広く普及啓発を行う。

あわせて、犬の飼い主に対しては、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び 予防接種義務について周知徹底を図る。

イ 食品媒介感染症(食品衛生、環境衛生部門)

飲食に由来する感染症である水道水等飲料水が原因あるいは原因と疑われる感染症に関しては、環境衛生部門が、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について(令和5年11月2日付け健生水発1102第1号)」と「飲料水健康危機管理に係る情報連絡実施要領(平成10年8月12日付け10衛生指第183号)」に基づき、国や都等、関係機関との連絡体制を確保する。

このほか、環境衛生部門は、貯水槽水道設置者及び飲用に供する井戸等の設置者に対して、飲料水の衛生管理について普及啓発を行う。

飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の発生予防を効果的に行うため、食品衛生部門は、食品関係施設に対して、監視指導及びHACCPに沿った衛生管理の指導等を行う。また、二次感染による感染症の拡大防止のために行う情報の公表や施設に対する監視指導については、感染症対策部門と食品衛生部門とが連携して行う。

飲食に由来する感染症で、水道水等飲料水が原因あるいは原因と疑われる感染症に関しては、環境衛生部門が、「飲料水健康危機管理に係る情報連絡実施要領」に基づき、関係機関等との連絡体制を確保する。

このほか、環境衛生部門は、貯水槽水道設置者及び飲用に供する井戸等の設置者に対して、飲料水の衛生管理について普及啓発を行う。

ウ 環境水及びねずみ族・昆虫が介する感染症 (環境衛生部門)

環境水(公衆浴場、旅館業及びプール等における浴槽水等)、ねずみ族・昆虫等を介する感染症の発生予防のため、感染症対策部門及び環境衛生部門は相互に連携し、地域住民に対する情報提供や、関係業者への指導を行う。

このほか、感染症発生時におけるねずみ族、昆虫等の対策については、地域の実情に応じた保健所長の判断・指示に基づき、感染症対策部門が主体となり環境衛生部門と連携して適切に実施する。

(5) 院内及び施設内感染防止の徹底

区は、病院、診療所、社会福祉施設等において、感染症が発生・拡大しないよう、各施設管理者に対して、最新の医学的知見に基づく感染防止に関する情報の 提供、感染症の発生状況に応じた注意喚起を行う。

また、保健所は、福祉関係部署と協力し、感染症予防策、施設及び設備の改善策、感染防止マニュアル作成の指導等の感染対策能力向上に資する支援を行う。 施設管理者は、提供された情報に基づき、必要な措置を講じるとともに、平常時から施設利用者及び職員の健康管理を適切に行うことにより、感染症の発生を早期に把握するように努める。

また、医療機関は、院内感染対策委員会や感染制御担当者等を中心に院内感染の防止に努めるとともに、区内医療機関の会議や研修の場において医療機関間のネットワークを構築し、知見の共有に努める。

(6) 予防接種施策の推進

ア 適切な予防接種施策の推進

予防接種は、感染症の発生及びまん延を防止するとともに、区民一人ひとりの健康を守るための極めて重要な要素である。予防接種法に基づく定期接種の実施主体である区は、医師会、医療機関、保育所、幼稚園、学校等と十分に連携し、接種体制の確保及び接種率の向上に努める。

また、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種にかかる経過措置、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(HPVワクチン接種)の積極的勧奨とキャッチアップ接種の実施、新型コロナウイルスワクチン接種など、定期・任意接種の制度運用が複雑化する中、区においても、定期接種の適切な実施や接種率向上に向けて、国、都、医師会等の関係機関、保育、教育関係者等と連携し、制度の円滑な運用のための情報提供や普及啓発を積極的に実施する。

また、国において定期接種化が検討されているワクチン等についても、区は 疾病負荷等を考慮して区民への接種を行う場合に補助を行っている。

予防接種に必要なワクチンについては、都及び区市町村、医師会並びに医薬品製造・卸売業者が連携して供給の偏在等が生じないよう調整し、安定的な供給の確保を図る。

また、区は、区内における定期接種の実施状況等を分析し、接種率向上のための取組を実施することなどにより、定期接種の効果的な実施に寄与するように努める。

イ 健康危機管理の観点からの予防接種

麻しん・風しんなど、ワクチン接種の有効性が明らかな疾患については、平時からその重要性についての啓発に努めるとともに、集団感染や地域的な流行が発生した場合など必要に応じて、広く区民に対して予防接種を推奨する広報を行う。

また、感染症のまん延防止のために緊急に必要があるとして予防接種が実施される事態(予防接種法に基づく臨時接種が行われる事態)や特定感染症予防指針に基づいて接種等を実施する場合においては、国、都、医師会等の関係機関と連携して実施体制を構築する。

2 まん延防止対策

(1) 検査体制

区は、感染症へのり患が疑われ検査が必要な者に対する区内の検査実施能力の確保に努める。衛生試験所の検査実施能力を超えることが想定される場合においては、医師会とのPCR検査センター設置の協議や医療機関への診療協力依頼等により、検査実施能力の確保を目指す。



令和2年5月

足立区医師会と連携し、足立区内に区の備蓄する陰圧テント等 を用い、PCR検査センターを設置。

(2) 積極的疫学調査

保健所は、感染症又は感染症の疑いが濃厚な患者が発生した場合や、集団発生が認められるなど、通常の発生動向と異なる傾向が認められた場合には、当該患者(疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。)及びその関係者(以下、「患者等」という)に対して、積極的疫学調査を実施する。

なお、一類感染症、新感染症の患者が発生した場合や広域的に発生した場合など、通常の対応ではまん延防止を図ることが困難な事態が発生した場合には、都 や他自治体と連携して調査を実施し、協力して対策を講じる。

また、海外での感染症の流行情報についても、国や都の発表する情報を把握し、 医師会等関係団体との間で情報共有し連携して区内発生に備え、発生時において は迅速な対策を実施する。 さらに、区は、稀な感染症が発生した場合や外国人の患者に対応する場合に、 調査に従事する保健所職員が円滑な対応を図れるよう、保健所職員の感染症発生 時の対応力向上のための研修受講を推進するとともに、デジタルツールの導入と 活用による対応力向上及び効率化を図る。

積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に有用な情報は、個人情報に配慮しつつ、区内医療機関や医師会等の関係団体に提供するとともに、都や他自治体との情報交換を通じて感染症対策に活用する。

(3) 防疫措置

保健所は、感染症法に基づく防疫措置を行うにあたり、適正な手続きの遵守は もとより、人権に十分配慮し、その内容は感染症の予防やまん延防止に必要な最 小限度のものとする。また、患者等に実施の目的や必要性を十分説明して理解を 得るように努める。

防疫措置には人権を制限する性質があるため、区の条例に基づき設置されている感染症の診査に関する協議会への諮問により、それぞれの措置について専門的知見から適切な医療の提供及び人権尊重について診査を受ける。

検体の採取、 健康診断等

感染経路やその他の事情を十分に考慮した上で、感染症のり患を 疑うに足りる正当な理由のある者を対象に、まん延防止のため必要 があると認められる場合に勧告・措置を行う。

また、保健所が必要と認めた場合は、十分に説明を行ったうえで、 積極的疫学調査の一環として、検査を受けるよう要請する。

就業制限、 行動制限

患者が就業することにより公衆に感染症をまん延させるおそれが ある場合に、厚生労働省令で定める業務への従事を制限する。

また、一類感染症等のり患を疑うに足りる正当な理由のある者に対して、感染拡大防止の観点から必要と認めた場合には、潜伏期間を考慮して定めた期間内の自宅またはこれに相当する施設待機等を要請する。

これらの措置は、人権制限であるため、患者等の理解を得られるように十分に説明を行う。

入院勧告、 退院請求等

入院勧告の際は、患者に対して、入院が必要な理由、退院請求、審査請求の説明を十分に行う。患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関との協力の下、患者の病状や治療経過等の情報を整理し、まん延防止対策等を実施する。

入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、医療機関と連携して当該患者が退院基準に適合しているか確認する。

また、一類感染症のり患を疑うに足りる正当な理由がある者に対して、良質かつ適切な医療の提供及び感染拡大防止の観点から必要と判断した場合には、感染症指定医療機関の受診や入院を要請する。

消毒等の措 置

法に基づく消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除が必要な場合、関係者の理解を得て、必要最小限の範囲で当該施設・場所の管理者等にその実施を命ずる。管理者等による実施が困難な場合は、保健所が措置を実施することができる。実施に当たっては、患者等の人権について十分に配慮する。

また、法に基づく、検体の収去、飲食物、衣類、寝具等の移動制限、 消毒、廃棄等の物件に係る措置、死体の移動制限、生活用水の使用制 限、建物に係る立入制限、交通の制限又は遮断等を実施するに当たっ て、関係者に十分な説明を行い、必要最小限の内容で対応を行う。

(4) 関係部門間の役割分担と連携

ア 動物衛生部門との連携

当区の保健所には、動物衛生部門がないため、都の動物衛生部門との連携を基本とする対応を行う。このため、鳥インフルエンザなど動物由来感染症が疑われる事例が発生した場合、保健所は、都の動物衛生部門に速やかに情報提供を行い、患者及び関係者の病原体検査などについて、連携して対応していく。あわせて、感染症対策部門との情報共有を図り、保健所として一体的に対処していく。

イ 食品衛生部門との連携

感染症、食中毒の双方が疑われる事例が発生した場合、保健所においては、 保健所長の指揮の下、食品衛生部門と感染症対策部門は相互に連携し、迅速に 原因究明及び二次感染防止の指導等を行う。

調査の結果、食中毒であることが判明した場合には、食品衛生部門は、原因物質に汚染された食品の販売禁止、原因施設の営業停止等の行政処分を行うとともに、必要に応じて、当該施設等の関係者に対して消毒等の指示を行う。

また、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、食品衛生部門は原因施設や原因食品の情報を公表し、当該食中毒の原因物質が感染症法上の疾患の病原体である場合、感染症対策部門は当該感染症に関する情報を公表して、患者や当該施設の従業員への保健指導等、必要な対策を行う。

食中毒発生時の対応については、本計画のほか、「足立区食中毒対策要綱」、 保健衛生事務事業に係る都区協定に基づく「中毒事件等調査処理要綱」及び東京都の作成する「食中毒調査マニュアル」に基づき、必要に応じ都や関係自治体と連携の上、調査、措置、公表等の対応を行う。

ウ 環境衛生部門との連携

水道水等飲料水を原因とする感染症が疑われた場合には、感染症対策部門、環境衛生部門、食品衛生部門が協力し、原因究明の調査等を行うとともに、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について(令和5年11月2日付け健生水発1102第1号)」と「飲料水健康危機管理に係る情報連絡実施要領(平成10年8月12日付け10衛生指第183号)」に基づき、国や都等、関係機関と連携し感染拡大防止を図る。

公衆浴場、旅館業及びプール(以下「公衆浴場等」という。)において、環境水に由来するレジオネラ症が発生した場合、感染症対策部門と環境衛生部門が連携して対応し、施設に対する改善指導等を迅速かつ適正に行い被害拡大防止を図る。

その他環境水、ねずみ族・昆虫等を介した感染症が疑われる疾患が発生した場合は、上記に準じて必要な措置を講じる。

飲用以外の水による感染症が発生した場合は、保健所においては、保健所長の指揮の下に、感染症対策部門と環境衛生部門が連携して、原因究明に必要な調査、感染経路等の情報収集及び原因施設への改善指導等を行う。

3 感染症流行や集団発生への対策

インフルエンザ、ノロウイルス、麻しん等の流行に注意が必要な感染症について、 区内定点医療機関からの報告や発生届により流行状況を把握し、医療機関への周知 及び区民への注意喚起を行う。

医療機関、高齢者施設、障がい者施設等、感染症にり患した際の重症化リスクが高い人が集まる施設において感染症が発生した場合、保健所は、迅速に当該施設の調査を行い、感染拡大防止に係る指導や接触者調査を実施する。必要に応じ、都や専門機関による職員の派遣を要請し、連携して対応を行う。

また、学校や保育施設等、子どもが集団生活する場においても、しばしば集団感染が発生する。庁内関係部署と連携して対応にあたり、感染拡大防止や不安払拭に努める。

4 災害時の対応

災害時には、衛生環境の悪化や避難所での生活による体調の変化などにより、感染症が発生しやすい状況となることから、区は、感染予防策の周知、感染症情報の収集、感染症が発生した際の迅速な防疫措置等により、感染症の発生及びまん延の防止を図る。

5 外国人への対応

新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後、外国人の入国は増加しており、目的も観光、ビジネス、留学等多岐にわたっている。都や国はこれらの外国人に対し都内の感染症の発生状況や感染防止のための情報、感染症が疑われる症状を発症した際の受診方法などについて、多言語で分かりやすい情報提供に努めている。

区内で、外国人の感染症患者が発生した場合には、大使館等の関係機関との感染症対策のための連携や、外国語対応の支援ツール活用等による保健所の疫学調査や保健指導の円滑な実施により、患者の不安軽減を図りながら、受診支援、原因究明、感染拡大防止に取り組んでいる。

第2 保健所体制の整備

1 計画的な体制整備

新型コロナウイルス感染症対応において、保健所では、発熱相談や検査、疫学調査、入院・宿泊療養調整、患者移送、患者情報管理などの業務が増大した。保健所では、衛生部内で応援体制を構築するとともに、感染状況に応じて、他部からの応援職員の配置、人材派遣職員や会計年度任用職員等の外部人材の活用などにより、膨大かつ長期間にわたる感染症業務に対応した。

応援職員や外部人材の受入れに当たっては、従事者の増加に合わせた業務マニュアルの作成や研修の実施とともに、執務スペースや通信環境等を整備した。

今後の新興感染症の発生に備え、保健所は、庁内応援職員の派遣、人材派遣職員 や会計年度任用職員の活用等の外部人材を含めた人員確保の想定を行い、有事の際 のマニュアルである健康危機対処計画を策定し、実情に合わせて見直しを図ってい く。

2 総合的なマネジメントを担う保健師の配置・機能強化

新興感染症の発生時等の有事においては、本庁組織と保健所との連絡調整、外部機関からの人員派遣等の応援に関する調整のほか、医療・公衆衛生に関する専門知識が必要な相談対応や連絡調整が必要となることから、関係機関との連絡調整その他の全体統括及び専門的知識を要する業務を担う職員の配置や体制の確保が求められる。

区では、衛生部内に統括保健師を配置し、新型コロナウイルス感染症対応において、その専門性を活かしながら保健所における調査体制の強化と受援体制の構築などを実施してきた。今後、健康危機にも対応できる保健師の育成や研修体制の整備等により、地域の健康危機管理体制の強化に取り組むとともに、新興感染症の発生時等には、保健所の対応能力を強化できるよう、人材を効果的に活用し、全体統括を行う体制を確保する。

3 デジタル技術の活用促進

新型コロナウイルス感染症対応においては、保健所の業務負荷が増大したことから、ICT戦略推進担当課と連携し、国や都のシステムの仕様に合わせ、データの一斉登録や、リストの出力等を可能としたデータベースの構築により、患者情報管理等の業務を大幅に省力化した。

また、陽性者数の増加に伴い、全員に迅速な電話連絡を行うことが困難となったことから、SMSでアンケートフォームを送信し、結果を登録できるシステムを構築することにより、初動調査の負荷を大幅に軽減した。

区は、新興感染症の発生等を見据え、発生時に速やかに対応できるようデジタル 技術の積極的な活用を図り、保健所業務のDX化を推進する。

4 調査研究の推進

(1)調査研究の計画的な実施

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、 その基盤となる感染症に関する調査及び研究の推進は重要である。

調査研究の実施に当たっては、東京都健康安全研究センター、国立感染症研究 所、保健所、衛生試験所等の関係機関や、感染症指定医療機関、医師会等の医療 関係団体が、相互に十分な連携を図り、計画的に取り組む。

(2) 保健所等における調査研究の推進

保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症対策に必要な 疫学調査や研究を東京都健康安全研究センターと連携して進め、地域における総 合的な感染症の情報発信拠点としての役割を果たす。

(3) 原因不明疾患などの調査等の実施

保健所は、東京都健康安全研究センターと連携し、原因不明疾患の発生時に感染原因や感染経路を究明するための積極的疫学調査や、感染症の流行を予測し防疫対策を効果的に進めるための感染症流行予測調査等の調査事業を引き続き実施する。

5 感染症病原体等の検査機能の強化

(1)検査能力の向上

病原体等の検査の実施体制の確保及びその検査能力の向上は早期の原因究明、 対策の実施につながるため、感染の拡大防止や人権の尊重の観点から極めて重要 である。 このため、区は、衛生試験所の検査機能・精度の維持・向上を図り、関係機関と連携して病原体等の検査を実施する。

また、衛生試験所は、広域的な病原体等の情報収集や、特別な技術が必要な検査などに際し、東京都健康安全研究センターや他の地方衛生研究所等と連携して、感染症対策上、必要な検査を的確に実施する。

6 感染症に関する人材育成

(1)保健所における人材育成

保健所では、専門研修の受講やOJT等を通じて、感染症業務を担当する職員の育成を常に実施している。新興感染症の発生等に備え、全ての保健師が感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、計画的なジョブローテーションを実施し、適切に業務や技術知識を継承していけるよう、実務に則したマニュアル等の整備を行う。

(2) 医療従事者に関する人材育成

区は、区内の医療機関の医師、看護師等の知識の向上等を図るため、感染症に 関する情報提供や研修会の実施等により、感染症対策担当者のネットワークづく りを通じ人材を育成する。具体的には、区内医療機関の感染症対策担当者との顔 の見える関係構築と知見の共有を目的とし、研修を兼ねた感染症対策ネットワー ク会議(仮称)を原則年2回開催する。

また、区内医療機関において感染管理認定看護師等の高度な知識を有する医療 人材の確保を促進するため、人材育成や人材の定着を促進するための施策を実施 する。こうした取組に当たっては、必要に応じて医師会等の関係団体の協力を得 るなど、効果的に実施するように努める。

(3) 実践型訓練の実施

一類感染症、新型インフルエンザ等の感染症の発生時における即応体制確保等のため、区は医療機関、東京消防庁等の関係機関と、情報伝達、患者移送・受入及び疫学調査等をテーマにした実践型訓練を原則年1回実施する。

なお、訓練実施後は、その評価を行い、更なる対応力の強化につなげていく。

第3 医療提供体制の整備

1 医療の提供

(1) 良質かつ適切な医療の提供

感染症が発生した際には、感染拡大を防止するための適切な医療の提供と併せて、患者の人権に十分に配慮した対応が求められる。

このため、感染症患者の治療を行う医療機関においては、患者に対して、感染症の拡大防止のための措置を講じつつ、できる限りその他の患者と同様の療養環境や、通信の自由の確保を図るとともに、当該患者がいたずらに不安に陥らないよう、心身の状況を踏まえた十分な説明と相談への対応を行う。

(2) 医療提供体制整備の考え方

一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等については、早期の診断及 び適切な対応により、患者の重症化防止及び早期回復と、感染拡大防止を図るこ とが重要である。

このため、平時から、区は関係機関等と協力し、広く医療機関に感染症の診断等に必要な情報を提供することなどにより、早期に診断を行えるようにするとともに、感染症法に基づく勧告・措置入院が必要となる患者を感染症指定医療機関に移送し、患者が治療を受けられる体制を確保する。

あわせて、新型インフルエンザ等のパンデミックに備え、個人防護具などの医療資器材や医薬品の備蓄、専門人材の育成・定着促進等により、地域医療体制強化を推進する。

2 医療機関ごとの役割

(1) 感染症指定医療機関(国、東京都指定)

一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等の患者の多くは勧告・措置 入院の対象となり感染症指定医療機関において入院治療を受けることとなる。保 健所は、感染症指定医療機関と緊密に情報共有を行い、連携して患者の治療を支 援する。

(2)一般医療機関

感染症指定医療機関以外の一般医療機関においても、感染症法に基づく勧告・ 措置入院を除き、感染症の診療を行っており、区は、医師会等の医療関係団体と 連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な 支援を実施する。

※ 感染症医療機関の種類

	新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染
	症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入
特定感染症指定医療機関	院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定
	した病院
第一種感染症指定医療機関	一類感染症等の患者の入院を担当させる医療機関
另一性恐朵址拍足齿原機関 	として都道府県知事が指定した病院
第二種感染症指定医療機関	二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関と
另 <u>一</u> 性恐呆延怕足区炼機関	して都道府県知事が指定した病院



3 感染症患者の移送のための体制確保

(1) 一類感染症患者等の移送

感染症法に基づく入院勧告等の対象となる感染症患者の移送は、都及び特別区 等が実施することとされている。

一類感染症及び新感染症患者の移送については、都が所有する感染症患者移送 専用車両を使用する。



(2) 二類感染症患者等の移送

二類感染症患者の移送については、区において、患者等搬送事業者(民間救急事業者)等の活用を図るなど、疾患状況に応じた迅速かつ適切な移送手段を講じる。

第4 国・都・近隣自治体及び関係機関との連携協力

1 国との連携協力

(1) 国への報告

区は、医師又は獣医師から届出があった場合、感染症サーベイランスシステム によるオンラインシステムにより、国への報告を確実に行う。

(2)検疫所等との連携協力

検疫所は、検疫感染症の病原体に感染したおそれがあるが停留されない者について、一定の期間を定めて健康状態の報告を求めている。健康状態に異状が生じたことを把握した場合には、当該措置対象者の所在地を管轄する保健所を設置する自治体に通知する。区が通知を受けた際は、都と連携して、医療提供や疫学調査等、必要な対応を行う。

さらに、海外で重大な感染症が発生・流行している場合には、検疫所と国、都および他自治体との連携を密にし、入国者等への適切な注意喚起や医療機関への情報提供、患者発生時における迅速な対応を実施する。

2 都及び近隣自治体との連携協力

(1) 啓発活動に係る協力

結核予防週間やエイズ予防月間など、都がテーマや時期を設定し啓発活動を実施する場合において、区においても同じテーマに係る啓発活動を実施し、都内の感染症対策事業の一体感の醸成を図る。

(2) 広域的感染症対策への協力

インフルエンザ等、広域的対策が必要な感染症の流行期においては、都が主体となって、都内における円滑な感染症対応を実現するための施策の実施が想定される。区においては、都の施策について確認を行い、その目的の実現のために連携・協力を行う。

第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

複数の自治体にわたる広範な地域で感染症が発生した場合又は特定の感染症について患者が多数発生した場合に備えて、区は、平時から、近隣の自治体との連絡体制を確保する。

また、発生時には、情報交換や対策の協議、感染症患者との接触者等の関係者調査を連携して実施するなど、拡大防止に向けて相互に協力する。

3 関係機関との連携協力

区は、医師会、学校等の関係機関、医療機関、消防機関等と、平時から連絡体制の整備や緊密な連携協力体制の構築を行い、有事の際に円滑に対応ができるよう備える。

区内において感染症健康危機が発生した際には、区は、関係機関との連絡調整会 議の開催などにより情報共有を図り緊密に連携して対応する。

第5 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症

1 一類感染症等

2014年西アフリカのエボラ出血熱、2017年マダガスカルのペスト、20 15年の韓国での中東呼吸器症候群(MERS、指定感染症。現在は二類感染症) の院内感染など、海外では一類感染症等の深刻な流行や集団感染が発生している。 国際化の進展などにより、国内未発生の一類感染症等が海外から持ち込まれ区 内・都内で発生するリスクは以前にも増して高まっていることから、区は、平時から、都、医師会、感染症指定医療機関や関係機関との連携体制の構築、発生時に備えた訓練や感染防止資器材の整備などにより、患者への医療提供支援や院内感染防

一類感染症とは(第四章参照)

エボラ出血熱、天然痘、ペスト等の7疾患

患者への入院勧告・措置と就業制限等、接触者には検診や健康観察が行われる。

止を円滑かつ安全に行えるよう、感染症地域医療体制の強化を推進する。

指定感染症とは

法的対応が必要な感染症について、感染症類型を決めるまでの間は、指定感染症と位置付けて暫定的な対応を行う。令和6年4月現在、指定感染症はない。

2 結核

我が国は結核新規登録患者が、平成28年に17,625人(り患率は人口10万対13.9)であったが、令和4年に10,235人(同、人口10万対8.2)となり、国際的には低まん延の水準にあるが、未だ年間一万人以上が感染・発病する二類感染症であり、現在も重要な疾患であることに違いはない。

結核は都市部や高齢化地域で多い傾向があり、令和4年の東京都の新発生患者は1,193人(り患率8.5)、区では87人(同12.5)である。近年、高齢者の割合が増加しており、外国出生患者(来日後に結核診断された者)については新型コロナウイルス感染症による入国制限により一時的に減少したものの現在は増加傾向にある。

結核医療については、患者減少に伴う結核病床の減少が続いてきたが、新型コロナウイルス感染症対策への病床転用が拍車をかけている。また、結核医療の経験をもつ医師の減少と高齢化が進んでいる。このため、多剤耐性結核や小児結核等の専門的医療や、透析や精神疾患等の合併症を有する患者の入院医療の確保が困難になってきており、区による入院支援も複雑かつ困難な状況となってきている。

今後は、感染症法「結核に関する特定感染症予防指針」を踏まえて、結核低まん延に対応した結核対策の強化を、区と都及び指定医療機関等の関係機関が各々の役割に応じて進めていくことが重要である。

区は、医師会、薬剤師会や医療機関等の関係機関と連携し、普及啓発、感染発病リスクが高い集団への健康診断、院内感染防止、患者発生時の施設・職場・家庭等への積極的疫学調査と接触者健診、患者の生活環境に合わせたDOTS(直接服薬確認法)や外国出生患者への多言語対応、対策人材の育成など、結核低まん延時代に適応した対策を一層推進する。

二類感染症とは(第四章参照)

結核、ジフテリア、SARS等の7疾患

必要に応じて、入院勧告・措置と就業制限等、接触者には検診や健康観察が行われる。

3 腸管出血性大腸菌およびノロウイルス等感染性胃腸炎

腸管出血性大腸菌は糞便を介してヒトからヒトへ感染するだけでなく、食品を介して大規模な集団食中毒を起こすことがあり、溶血性尿毒症症候群等の重症合併症を引き起こすことがある三類感染症である。区内では年間に 10~20 件程度が発生している。

区は発生報告を受理した際、速やかに積極的疫学調査を実施し、感染症対策部門と食品衛生部門が連携して、患者の状況把握や感染源の特定に努めるとともに、食品取扱業務への就業制限、施設の消毒指示、接触者への検診勧告、再発防止指導等を行う。

また、同様の感染様式であるノロウイルス等の感染性胃腸炎の場合には、施設への食品衛生法による対応は同じであるが、感染症法による対応は、勧告や措置ではなく指導として実施する。

腸管出血性大腸菌やノロウイルス等による感染性胃腸炎は、保育園、小学校や高齢者施設などで集団感染することが多い。感染拡大のスピードが極めて速く大規模な集団感染となることもあり、社会的な影響が大きい。

このため、迅速な積極的疫学調査の実施とともに、細菌やウイルスを検出する試験検査について、信頼性を確保しつつ、迅速に実施することが求められる。このため、衛生試験所において、検査機器や試薬の整備、研修や検査技能の継承による検査技術水準の確保と人材育成を進めていく。

また、学校や子ども施設における集団感染事例においては、それぞれ所管の部署 の職員と連携して対応にあたる

三類感染症 (第四章参照)

腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、コレラなどの5疾患

患者の食品取扱業務への就業制限、接触者には検診や健康観察が行われる。

4 蚊媒介感染症

平成26年に約70年ぶりとなるデング熱の国内感染事例が発生した。 蚊を媒介する四類感染症には、日本脳炎、マラリア、デング熱などが あり、近年、気候変動にともなう世界的な蚊の生息域拡大による蚊媒介 感染症の増加が懸念されている。

国内での日本脳炎の発生が続いているが、他の疾患についても輸入例を発端に蚊媒介感染症の発生や感染拡大が生じることは十分考えられることから、感染症対策部門は環境衛生部門と連携協力し、媒介蚊対策、患者の早期把握、医療提供への支援、積極的疫学調査による感染地の推定や蚊の駆除等を的確に実施する体制を確保する。



四類感染症 (第四章参照)

蚊媒介、動物媒介(狂犬病、エキノコックス等)などの44疾患 患者の健康観察のほか媒介動物の駆除・消毒が行われる。

5 HIV/エイズ、性感染症

都内の新規のHIV感染者・エイズ患者の報告数は、 近年、横ばいで推移している。年代別では、20歳代、 30歳代の若い世代が過半数を占めている。

一方、医療の進歩に伴い、早期発見・早期治療により、 感染者は健常者と同等の生活を送ることができるようになり、HIV感染症は、「不治の特別な病」から「コントロール可能な慢性疾患」に変化し、今後、長期にわたり医療や地域サービスを必要とするHIV感染者が増加すると考えられている。このため、主に若い世代を中心とした普及啓発や区民の利便性に配慮した検査相談体制を確保する一方、感染者の治療や療養生活を支援していく。

また、近年、梅毒の患者報告数が急増しており、特に男性は20歳代から50歳代、女性は20歳代の割合が増加している。梅毒をはじめとする性感染症は、性的接触が主な感染経路であることや、性感染症にり患するとHIV感染リスクも高くなることから、感染状況に応じた普及啓発を着実に実施するとともに、検査体制を強化するとともに、より柔軟に実施する等、HIV/エイズ対策と一体的に推進していく。



6 麻しん・風しん

麻しんについては、平成19年の大流行を受け、未接種者に対するワクチン接種促進など、麻しん排除に向けた取組を進め、我が国は平成27年3月に世界保健機関西太平洋地域事務局から我が国が排除状態にあることが認定された。しかし、令和元年には輸入症例を端として区内・都内で計100件を超える発生が報告されるなど、引き続き警戒が必要である。

風しんについては、平成24年から25年にかけて成人を中心とした流行が発生し、先天性風しん症候群の発生も報告されたことを受け、国、都、区の各レベルで医療、教育、企業、行政等の関係者が連携して、先天性風しん症候群の予防のためのワクチン接種の支援や啓発など対策を実施しているが、平成30年から令和元年にかけても再び区内・都内で流行が発生している。

こうした状況を踏まえ、麻しんの排除状態の維持、先天性風しん症候群発生の防止及び風しん排除を目標とし、引き続き関係者が一体となって麻しん・風しん対策を推進する。

五類感染症 (第四章参照)

入院勧告や就業制限などの人権制限措置はなく、積極的疫学調査(任意検査を含む)、保 健指導、予防行動の啓発普及等によりまん延防止する疾患。以下の2種類がある。

- ①全数把握疾患(全ての患者が医師から報告される)
 - エイズ、梅毒、麻しん、風しんなど、24疾患
- ②定点把握疾患(都指定の定点医療機関から週または月毎に患者数が報告される)
 - インフルエンザ、感染性胃腸炎、水痘、流行性角結膜炎、淋菌感染症など26疾患

第三章

新興感染症発生時の対応

第三章 新興感染症発生時の対応

第1 基本的な考え方

1 本章における新興感染症の定義

本章における新興感染症とは、感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症を指す。新興感染症の性状、感染力などを事前に想定する ことは困難であるため、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、新興 感染症発生時の想定を行う。

なお、この想定を超える事態の場合は、国・都の判断の下、当該感染症の特性に 合わせて関係機関と連携し、機動的な対応を行う。

2 医療提供体制の確保に係る考え方

新興感染症発生から厚生労働大臣による発生の公表前の期間については発生早期という。この段階は特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応し、国は、その対応により得られた知見を含む国内外の最新の知見等について、随時収集及び医療機関等への周知を行いながら、対応を行う。

(1)流行初期(発生の公表~3カ月まで)

厚生労働大臣による新興感染症発生の公表後の流行初期の一定期間(3カ月程度を想定)であり、この段階で対応実績のある感染症指定医療機関が、法に基づく対応も含め引き続き対応する。また、国等からの最新の知見について情報提供を受けた流行初期対応を行う医療機関も、都が要請していく。

- ア 都予防計画において、発生の公表1カ月目途の期間は、都内感染者発生数を 1日 100~300 人程度とし、新型コロナウイルス感染症の第3波流行開始相当 の感染規模を想定している。区内では、感染者発生数を1日5~15人と想定す る(人口比により都の5%)。
- イ 都予防計画において、発生の公表 $1 \sim 3$ カ月の期間は、都内感染者発生数を 1日 $1,000 \sim 2,000$ 人程度とし、新型コロナウイルス感染症の第 3 波ピーク相 当の感染規模を想定している。区内では、感染者発生数を 1 日 $50 \sim 100$ 人と想 定する(人口比により都の 5 %)。

(2)流行初期以降(発生の公表後6カ月以内)

流行初期から対応してきた医療機関に加え、公的医療機関や、地域支援病院及び特定機能病院等が中心となり、順次速やかに、都と医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応する。

都予防計画において、発生の公表後 6 カ月以内の期間は、都内感染者発生数を 1 日 10,000~20,000 人程度とし、新型コロナウイルス感染症の第 6 波ピーク相 当の感染規模を想定している。区内では、感染者発生数を 1 日 500~1,000 人と 想定する(人口比により都の 5 %)。

第2 発生時の対応体制の確保

1 情報の収集・提供

(1)発生時における情報収集等

新興感染症等が発生した場合には、区は、国立感染症研究所や東京都健康安全研究センター等から収集した正確な情報を広く区民に提供し、感染予防に係る注意喚起を行うとともに、区は、保健所等において区民からの相談に対応することにより、区民の感染症への不安の軽減・解消に努める。

また、区は、医療機関等に対し最新の疾病情報、り患状況等について情報提供を行い、感染症への対応力向上を支援する。

(2) 医療機関等からの届出等に関する周知及び情報共有

区は、管内医療機関等に対し新興感染症の発生等に係る届出基準等の周知を行い、迅速・確実な情報把握に努める。

区は、都が集約した情報に基づき都内全体の発生状況を把握するとともに、関係機関と情報を共有する。情報共有に当たっては、関係法令に則して個人情報を適切に扱うとともに、プライバシーの保護や風評被害等を十分に考慮する。

2 対応体制の確保

(1)区における体制の整備

区は、区内において新興感染症の流行による健康危機が懸念される場合においては、国や都の動向を踏まえ、危機管理部門を中心とした対策本部会議を創設する。対策本部会議は、区の感染症対応に係る施策の検討や、感染症の流行状況を踏まえた区の事業運営に係る事項について審議を行う。

(2) 保健所における体制の整備

保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、その機能を的確に果たせるよう、速やかに発生状況に応じた業務執行体制に切り替える。

保健所は、あらかじめ新興感染症発生時を想定したマニュアルとして健康危機対処計画を策定し、感染症の流行発生時に速やかな体制構築が図れるよう備える。

3 人員体制の確保等

(1)保健所体制の構築等

保健所は、新興感染症の流行開始(発生の公表)から多くの感染症対応業務が発生することを想定し、流行開始と同時に体制構築に着手する。

また、受援体制を速やかに整備し、庁内応援職員及び人材派遣職員、会計年度任用職員などの外部人材を含めた人員体制を構築する。

必要な人員体制はフェーズ毎に想定し、具体的な業務内容の想定等は足立保 健所健康危機対処計画において定め、実情に応じて適宜改正を行う。



令和4年7月

新型コロナウイルス感染症第7波の対応において、区役所アトリウムに臨時執務スペースを設置し、全庁的に対応を行った。

新興感染症発生時の保健所体制(数値目標)

※東京都予防計画と整合を図るため、都の想定する3つのフェーズにて区分

	流行初期 (発生の公表1カ月目途)	流行初期 (発生の公表1~3カ月)	流行初期以降 (発生の公表後6カ月以内)
	新型コロナ第3波流行開始 (R2.11月頃) 想定	新型コロナ第3波ピーク (R2.12月以降)想定	新型コロナ第6波ピーク (R4.2月頃)想定
感 染 規模	※ 5人~15人/日 (都内100~300人) ※ 人口比より都内感染者発生 数の5%を想定	※ 50人~100人/日 (都内1,000~2,000人) ※ 同左	※ 500人~1,000人/日 (都内10,000~20,000人) ※ 同左
	1 衛生部の対応 衛生部長及び衛生管理課長 を中心に、全庁的な調整や衛 生部内の保健所応援の調整を 行う。	1 人材派遣職員導入 相談業務に人材派遣職員を 導入し、区民等への相談対応 機能を強化。	1 人材派遣職員増強 相談業務にかかる人材派 遺職員の増強を図り、区民 等からの増加する相談業務 への対応力の強化を図る。
新興感染症器	2 BCP発動 感染症対策課、保健セン ターはBCP発動し感染症対応 移行(保健師の部内応援上限 は全体の50%を想定)		2 会計年度任用職員導入 定型反復業務に会計年度 任用職員を導入し、常勤職 員をより複雑な業務へ配置 可能な体制を確保する。
新興感染症発生時の対応	3 感染症対策調整担当の設置 管理職、係長級を含む4名 で構成し、庁内調整等を実施。 流行が長期化した際の継続的 対応のため、短期間での交代 は想定しない。	調	整中
	4 保健所人員体制強化 (1)事務職時限定数増2人、 保健師加員3人 (2)感染拡大期までの間に全 庁応援の調整を図る。		
従	合計 6 2 人 感染症対策課合計 2 1 名	合計 1 0 2 人 感染症対策課合計 3 1 名	合計129人 感染症対策課合計 58名
従事者数想定(全体)	内訳 医師 2名 事務 6名 保健師 9名 調整担当 4名 会計年度 — 人材派遣 —	內訳 医師 2名 事務 6名 保健師 9名 調整担当 4名 会計年度 - 人計派遣 10名	内訳 医師 2名 事務 6名 保健師 9名 調整担当 4名 会計年度 17名 公共第八十十五八十十五八十十五八十十五八十十五八十十五八十十五八十十五八十十五八十十
全 体)	衛生部内応援合計 4 1 名 内訳 保健師 3 5 名 衛生監視等 - 事務 6 名 全庁応援合計 0 名	衛生部内応援合計 51名 内訳 保健師 35名 衛生監視等 10名 事務 6名 全庁応援合計 20名	衛生部内応援合計 5 1名 内訳 保健師 衛生監視等 1 0 名 事務 6 名 全庁応援合計 2 0 名

(参考) 新型コロナウイルス感染症第6波ピーク時(令和4年2月)での応援体制実績は以下のとおり 全体 149名(感染症対策課 48名、衛生部応援 42名、庁内応援 59名)

(新型コロナウイルス感染症対応実績の詳細は第四章「資料編」参照)

(2)職員の健康管理

新型コロナウイルス感染症対応では、土日夜間も含めて長時間及び長期にわたり膨大な業務量と対峙し、また心身に負荷の高い業務を担うこととなった経験を踏まえ、可能な限り負担の軽減を図れるよう、適切な業務管理や業務量に見合った人員の配置を行う。

やむを得ず長時間の勤務を行わなければならなくなった際には、長時間労働を 行った職員への産業医面接の勧奨、保健師による健康相談などのメンタルヘルス 対策や、労働基準監督署への適正な届出を行う。

4 積極的疫学調査

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、感染経路が把握できない陽性者の増加により、患者全てに対する詳細な調査が実施できない状況となったため、国通知や専門家の意見を踏まえ、患者の重症化リスクに応じて調査対象を重点化し、重症化リスクの高い者へ優先的に医療を提供する方針となった。

こうした経験を踏まえ、区は、新興感染症発生時に疾患の特徴や感染状況等に応 じ、国や都から示される方針に柔軟かつ適切に対応できるよう最新の情報を把握し、 準備を行う。

5 都による広域的対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、基礎自治体単独では対処困難な課題が発生し、都において広域的な対応が必要な業務も発生した。

例としては、入院調整本部設置による広域的な入院調整や休日夜間も対応を行う 東京都発熱相談センターの運営、重症化リスクのない自宅療養者の健康観察等を行 うフォローアップセンターの設置等が挙げられる。

区は、新興感染症の発生等に備えて、都と特別区等、関係機関との役割分担等について、東京都感染症対策連携協議会の場などでの協議を通じて、確認を行っていく。

なお、大規模な感染拡大時等において必要となる体制は、感染症の特性や発生の 状況・経過等により様々なものが考えられるが、区においては、都の実施する広域 的な対応を踏まえ、区が独自で取り組む必要のある施策について検討を行う。

第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

1 衛生試験所の検査体制

衛生試験所は、区における感染症対策の技術的拠点の一つとして、新興感染症の 発生時等の有事においても試験検査の役割を担う。このため、平時から計画的な体 制整備を進めるとともに、有事における持続可能な体制構築に向け準備を行う。

2 民間検査機関・医療機関による検査体制

発生早期には、国立感染症研究所、東京都健康安全研究センターが検査を実施する。流行初期、流行初期以降の各段階で関係機関が連携し、それぞれの機能や役割に応じて速やかに診療・検査体制を確保する。

流行初期には、衛生試験所、検査実施可能な医療機関が順次対応することとなる。また、状況をみて区は、医師会等とPCR検査センター設置を協議する。流行初期以降は、これらに加え、都予防計画に基づき、段階的に、医療機関や民間検査機関で対応が開始される。

新興	新興感染症発生時の検査能力(数値目標)				
	流行初期	流行初期	流行初期以降		
想定フェーズ(時期)	発生の公表	発生の公表	発生の公表後		
	1カ月目途	1~3カ月	6カ月以内		
想定陽性者数	5~15 人/日	50~100 人/日	500~1,000 人/日		
(陽性率)	(5. 3%)	(10. 8%)	(37. 1%)		
区内検査実施能力	300 件/日	1,000件/日	3,000件/日		
(足立区衛生試験所)	20 件/日	20 件/日	20 件/日		
(医療機関・	280 件/日	980 件/日	2, 980 件/日		
民間検査機関)					
足立区衛生試験所	2 台	2 台	2 台		
保有検査機器数					

第4 医療提供体制の確保

1 入院医療

(1) 都における病床確保と入院調整

新型コロナウイルス感染症対応においては、都が医療機関の病床を確保し、軽症者については区が近隣病院と調整し、さらに都が都内各保健所からの入院調整依頼をとりまとめ、患者の状況に応じ広域的に入院先を決定する入院調整本部を設置した。新興感染症発生時においても、都は、新型コロナウイルス感染症対応の経験等を踏まえ、状況に応じ速やかに入院調整本部を設置することとしている。

区は、都の構築する入院調整スキームを活用し、入院が必要な患者の重症度、 基礎疾患の有無、その他入院調整に必要な情報等を丁寧に聴取のうえ、都と協力 して入院調整を実施する。

都の発表後に数値入力予定

	都予防計画における確保病床の数値目標			
AP 1 PART EL COUR O REPROPIERO				
	流行初期(発生公表後3カ月まで)	流行初期以降(発生公表後6カ月以内)	l	
	7/013 P3773 V30==200 - 7773 O - V7	710 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	約0.000床	約0.000床		
	1.3C, 3C 0 pk	4.3 C , C C D K	ı	

(2)疑い患者への対応

新興感染症の疑い患者の受入れを担当する医療機関は、患者受入に当たっては、 その他の患者と接触しないよう、独立した動線や個室等を確保するなど、適切な 病床・病棟の運用を行う。

また、発生した新興感染症の性状等により、疑い患者への対応方法等は異なる ものとなることが考えられるため、区は国等の専門機関と連携し、各医療機関に 対し国内外の最新の情報・知見等を提供していく。

さらに、区は、区内の医療提供体制の状況を把握し、状況に応じて疑い患者の 受入病床を確保するための協議や支援について検討を行う。

2 外来医療(発熱外来)

(1)都における対応

新興感染症発生時においては、感染症指定医療機関や都と協定を締結している 医療機関において段階的に外来医療体制が整備される。本項においては、都予防 計画より、医療提供体制の概略について示す。

ア 発生早期における外来医療体制

発生早期においては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関 及び第二種感染症指定医療機関を中心に対応する。

イ 流行初期における外来医療体制

流行初期においては、まず特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関が、 医療措置協定に基づく対応を行い、その後、感染症の性状や感染状況、通常医療の状況等を踏まえ、国や都等の専門機関が連携し、臨床情報を含めた国内外の最新の情報・知見等を提供した上で、都から第二種協定指定医療機関のうち、流行初期対応を行う医療機関に対し、診療体制の整備を要請する。

ウ 流行初期以降における外来医療体制

流行初期以降は、都において、流行初期対応を行う医療機関に加え、公的医療機関や、地域支援病院及び特定機能病院等が中心となり、段階的に都と協定を締結している全ての医療機関で対応できるよう発熱外来の設置が要請され、発熱患者等を受け入れる体制が整備される。

なお、発熱外来の医療措置協定を締結する医療機関は、新型コロナウイルス 感染症対応時の外来対応医療機関の施設要件を参考に、発熱患者等専用の診察 室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する 場合を含む)を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯等の情報を住民に周 知し又は地域の医療機関等と共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築す る。

また、関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に 実施し、発熱外来を行う。

都予防計画における発熱外来の数値目標

都の発表後に数値入力予定

流行初期(発生公表後3カ月まで)	流行初期以降(発生公表後6カ月以内)
約〇,〇〇〇機関	約〇, 〇〇〇機関

エ 地域における診療体制の確保

都は、新興感染症発生時においても、身近な地域で診療を受けられる機会を可能な限り確保するため、都内の診療所で感染症医療に対応可能な場合は、協力を要請し医療措置協定を締結する。

オ 診療・検査医療機関の検査目的の集中回避

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、医療機関への受診の集中を緩和するため、感染が疑われる症状のある者や濃厚接触者に対し抗原定性検査キットの配布を行った。

新興感染症発生時の対応においては、医療機関の検査の実施能力を感染拡大時においても対応可能なように確保することを基本としながらも、受診等の集中による外来医療のひっ迫等の事態においては、国及び関係機関と調整を図りながら柔軟な対応を行っていく。

(2)区における対応

区においては、国及び都の動向や区内の感染拡大状況を把握し、医師会の新興 再興感染症委員会等の場を活用し、情報共有を行う。

また、区内の検査提供体制が不足している等の状況が生じている場合においては、診療協力医療機関の募集、PCR検査センターの設置、休日応急診療所における検査体制の整備等、区、医師会、医療機関で連携し、医療提供体制の強化を図る。

3 患者の移送のための体制確保

新型コロナウイルス感染症対応において、医療機関への患者の移送は、感染症法に基づき保健所が担うこととなっており、区は、平時より移送委託契約を締結している民間救急事業者により対応した。

また、抗体カクテル療法のための移送や、軽症者の移送については、特別に陰圧 化したタクシーによる移送契約を締結し、対応した。

新興感染症発生時において民間救急事業者を活用できる体制を確保しつつ、状況 に応じて柔軟に移送手段を検討し、迅速な患者移送の実現を図る。

第5 都における宿泊療養施設の確保及び区による入所支援

1 宿泊療養施設の確保

新型コロナウイルス感染症対応において、入院医療提供体制への負荷の軽減を図るとともに、家庭内感染の防止や症状急変時に適切に対応するため、必ずしも入院 医療の必要のない軽症者等の療養場所として、都は宿泊療養施設を設置・運営して きた。

都予防計画では、新興感染症の発生に備え、都は平時から宿泊施設事業者と協定 を締結し、発生時には、協定に基づき宿泊療養施設を速やかに確保することとして いる。

都予防計画における宿泊療養施設の数値目標

都の発表後に数値入力予定

流行初期(発生公表後3カ月まで)	流行初期以降(発生公表後6カ月以内)	
約〇,〇〇〇機関	約〇,〇〇〇機関	

2 宿泊療養に係る周知広報及び入所調整

区においては、新興感染症発生時に都が宿泊施設を開設する場合に、入所に係る 条件等を把握し、り患時の療養手段として周知広報を行う。また、患者の宿泊施設 入所にあたり保健所が調整する必要が生じる場合においては、必要な条件を把握の うえ、円滑な入所調整に努める。

第6 自宅療養者等の療養環境の整備

1 健康観察

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、自宅療養者の増加に伴い、健康観察や生活支援等の業務が増大した。このため、区は衛生部内で応急的に人員を確保するとともに、感染状況に応じて、全庁的な応援により必要な人材を確保し、自宅療養者の健康観察を行った。その後、都において自宅療養者フォローアップセンターが開設され、増大する自宅療養者への健康観察業務は、大部分を占める軽症者へは都による広域的な対応、配慮が必要な患者へは区によるきめ細かい対応とすみ分けし、連携して実施された。

また、診療・検査を行った医療機関が自宅療養者の健康観察を行う事業も実施された。

新興感染症の発生時においても、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、 自宅療養者の健康観察については、都予防計画に基づき構築される仕組みを活用す ることを前提に、体制が整うまでの間は、保健師をはじめ、衛生監視等の保健所職 員・衛生部職員、全庁的な応援や民間事業者等への委託等により支援体制を構築す る。

2 療養環境の整備・生活支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、区は、療養中の食料品や生活必需品等の配送やパルスオキシメーター貸与により自宅療養者への支援を行った。その後、都が自宅療養者フォローアップセンターを開設し、自宅療養者への食料品等の配布やパルスオキシメーターの貸与による支援が一元化され、東京都全体として統一的な対応がされることとなった。

新興感染症の発生時においては、都の支援体制を踏まえ、効果的に生活支援等を 行う体制を確保する。

3 医療支援

新型コロナウイルス感染症対応においては、都は広域的対応として、医師会や夜間休日に往診を行う事業者と連携し、往診やオンライン診療の体制を構築した。また、高齢者施設に対しては、医師会と連携し、施設入所者への往診等の医療支援体制を整備した。さらに、訪問看護ステーション協会と連携した健康観察、東京都助産師会と連携した地域の助産師による妊婦への健康観察等の取組を実施した。

新興感染症発生時には、自宅・宿泊療養施設・高齢者施設での療養者等への医療 提供を行う協定締結医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)が連携しな がら、往診やオンライン診療等、処方薬の配送や服薬指導、訪問看護等を行う。

区においては、新型コロナウイルス感染症対応と同様、医療機関や医師会・薬剤 師会等の関係者と連携・協力体制により、往診やオンライン診療、医薬品の宅配対 応、訪問看護等の対応のために必要な調整や支援を行う。

第7 集団感染対策

1 施設における集団感染対策

新型コロナウイルス感染症の流行時においては、高齢者施設、障がい者施設、医療機関、学校、保育施設等、人が集まる施設での集団感染が頻発し、感染者数の急増や重症化リスクの高い人への感染が多数発生した。区においては、それぞれの部署が所管する施設での集団感染発生時の対応を定め、相談対応や感染症対策に係る情報の周知を行った。

新興感染症の流行時においては、各種施設での集団感染の発生時の対応について 対策本部会議で決定し、各所管がその方針に沿って対応する。

2 重症化リスクの高い集団への対応

新型コロナウイルス感染症の流行時において、重症化リスクの高い人が生活する 高齢者施設や障がい者施設においては、医療の逼迫に伴い、陽性となった施設入所 者が施設内で療養せざるを得ない状況となり、施設内でクラスターが発生する一因 にもなった。そのため、都において施設内療養体制の強化とともに、標準予防策等 に基づく感染症対応力の向上を支援するため、都において専用相談窓口の設置及び 感染対策を実地で指導助言する要員(即応支援チーム)の派遣体制が整備された。 区おいては、即応支援チームと協働し、施設内クラスターの早期収束、原因究明、 再発防止策等、現地での助言指導を行った。

また、感染症対策の専門家に講師を依頼し、区内の高齢者施設・障がい者施設等の職員へ向けた実務者連絡会を開催し、感染症対策の知識の普及に取り組んだ。

さらに、重症化リスクの高い高齢者が利用する高齢者施設における感染症拡大を 防止する観点から、職員、入所者を対象とした集中的検査の実施等の事業を実施し た。

新興感染症発生時には、新型コロナウイルス感染症対応におけるこれらの経験を 踏まえ、国や都及び関係機関とも連携しながら、早期に対策を講じていく。

第8 臨時の予防接種

予防接種法に基づく臨時接種が行われる事態においては、区は、国や都、医師会等の関係機関、医薬品卸売団体等と連携して、速やかに実施体制を構築する必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応においては、新型コロナウイルスワクチンの接種が特例臨時接種として位置づけられ、区は、ワクチン接種担当課を新設の上、医師会や医療機関と連携した接種体制を確保するとともに、ワクチン接種の予約システムを構築した。

新興感染症の発生時等において、臨時予防接種が実施される場合には、ワクチンの特質や供給状況、対象者等を踏まえつつ、都や医療関係団体等と連携し、接種体制の構築を進めていく。

第9 健康危機対処計画

1 健康危機対処計画の策定について

地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が令和5年4月1日付で改正され、保健所及び地方衛生研究所において予防計画との整合性を確保した「健康危機対処計画」を策定することが示された。足立区においては、平時からの体制整備及び有事の際の健康危機発生時の対応について想定し、健康危機対処計画を策定する。

2 健康危機対処計画の位置づけ

健康危機対処計画は、本予防計画の実行性を高めるためのマニュアルとして位置づけ、新たな知見や情報の更新等の事情により改定が必要になった際には、随時改定を行う。

3 足立保健所健康危機対処計画の概要

足立保健所健康危機対処計画は、以下の三章で構成する。

第一章 感染症対策に係る基本方針

第二章 平時における保健所体制整備

第三章 感染症流行発生時の各フェーズにおける対策

感染症流行発生時の各フェーズにおける状況の想定については、都の予防計画と整合性を図り、過去の感染症対応の知見を踏まえ、あらかじめ対応について定める。 **衛生試験所健康危機対処**

4 衛生試験所健康危機対処計画の概要

衛生試験所健康危機対処計画は、以下の三章で構成する。

第一章 健康危機対処における基本方針

第二章 平時における衛生試験所の体制整備

第三章 健康危機対処時の衛生試験所検査

感染症流行発生時の各フェーズにおける状況を想定した区の予防計画、及び東京都健康安全研究センターの健康危機対処計画との整合性を図り、あらかじめ対応について定める。

足立保健所健康危機対処計画は、区予防計画及び 都予防計画の確定後に具体的な手引書・マニュア ルとして策定する。

東京都健康安全研究センター健康危機対処計画の確定後に具体的な手引書・マニュアルとして策定する。

計画は、区予防計画及び

第四章

資料編

調整中